

法科大学院 Law school

今年4月に、司法制度改革の一環として京都大学など全国各地の大学に法科大学院が開設されました。法科大学院には、他学部出身者・社会人の受け入れ、実務科目の導入などの特色があります。法科大学院についての疑問をぶつけるべく法学部の中森教授と村中教授のお二方にお話を伺いました。

正式名称：京都大学法学研究科法曹養成専攻
定員：法学未修者枠（3年制）60名
法学既修者枠（2年制）140名
開設時期：2004年4月

Q. 法科大学院とは？

法科大学院とは実務法律家を育てるための教育機関で、裁判官・検察官・弁護士を育てるための基礎的な教育を行います。将来的には法科大学院を修了した人だけが新しい司法試験を受けることができ、法律家になれるというシステムになります。簡単に言うと、医学部を出ないと医師の国家試験を受けられないというのに似ているんですね。例外として予備試験というものが残りますが、制度の設計上としては法科大学院の教育を経なければ法律家にはなれないということになります。新しい司法試験に合格して、さらに1年間の司法修習を経ると法曹になります。現行の司法試験では合格した後1年半の司法修習が必要だったのですが、法科大学院を出ると司法修習は1年間となります。多くの大学では法科大学院という独立した大学院を設置するので

すが、京大の場合は法学研究科に法曹養成専攻という形で開設されます。なお、今年度法学研究科が改組されて、法政理論専攻・国際公共政策専攻・法曹養成専攻という3つの専攻になりました。

Q. 開設の目的は？

現行の司法試験に問題があるからです。日本社会の将来を考えると、もっとたくさん法律家がいらないといけないし、法律家の質も上げないといけない。質の高い法律家を養成する前段階の試験としては、一回の試験だけで法律家としての能力を判断する現行の司法試験のやり方は不適切なんです。とにかく論点を頭の中に丸暗記して、ある程度のことを書くというのが一回の試験を通るためにはある意味効率的で、その方法を学ぶための予備校なるものが随分とはびこっています。しかし、そういう丸覚え的な勉強の仕方

では法曹に本当に求められる能力を養うことは決してできない。かえって頭の固い人間を作ってしまうだけで、法曹としては役に立たないんです。だから一回きりの試験で判断するのは改めて、法曹をプロセスの中で養成していかなければならない。そのために法科大学院は設置されるのです。



中森喜彦教授

<専攻>刑法

1944年奈良市生まれ
1967年京都大学法学部卒業
1981年教授
2004年初代法曹養成専攻長

法曹への道

○現在（現行司法試験経由）

現行司法試験→司法修習（1年半）
→法曹（裁判官・検察官・弁護士）

○法科大学院経由

法科大学院（2年ないし3年）→
新司法試験→司法修習（1年間）
→法曹（裁判官・検察官・弁護士）

Q. 定員は？

大学で法律学以外の分野を学んだ未修者用の枠（定員60名）と、大学などで法律を既に学んでいる既修者用の枠（定員140名）があります。法学未修者枠での入学者は3年間で、既修者枠での入学者は2年間で卒業することができます。

Q. なぜ未修者枠が？

なぜ法学未修者枠が設けられたかというと、知的財産権・特許・医学知識といった法律学以外の幅広い知識を持った法律家が将来の日本社会に必要なと考えたからです。現在の法曹に対する批判もあるわけですよ。法律のことは知っていても他のことは何も知らないとかね。他学部出身者・社会人の方が法曹になろうとした時に、一から法学部に入るのではなく、他学部を出た後、大学院で3年間勉強すれば法曹になれるという道をつくったんです。

Q. どのような教員・授業が？

法学研究科でかなりの数の教員を拡充しましたね。裁判官・弁護士・企業法律家など実務家もたくさん採用しています。

授業に関しては従来のように一方的な講義形式で話すのではなく、まず基本的な科目では予め提示しておいた問題について討論を行いながら理解を深めていきます。そういうものを積み上げた上で実務科目をやります。実務科目の基礎になるのが法曹倫理。法曹としてのあるべき行動様式です。そして、場面ごとに実務の基礎を学んでいきます。実務科目として、模擬裁判や、弁護士事務所での実習を行うエクスターンシップなどの科目が用意されています。

村中孝史教授

<専攻>労働法

1957年大阪府豊中市生まれ
1981年京都大学法学部卒業
1986年京都大学大学院法学
研究科博士後期課程単位
取得認定退学
1995年教授



Q. どのような入学試験が？

未修者枠も既修者枠もまず、大学入試センターが実施する適性試験を受けることになります。これは法学とは全く関係なく、論理的思考力などが試される試験です。そして次に各大学ごとの試験があります。京都大学の場合、未修者枠では小論文試験を課し、一部の方について面接を行います。法律学に関する知識は特に問いません。既修者枠に関しては法律学に関する基礎的知識があるというのが前提ですから、それを確認するために法律科目の試験を行います。

適性試験も各大学の試験も一回きりですよね。しかし、一回きりの試験では判断することはできない。だから法科大学院の入学選抜では、学部の学業成績、それ以外に大学で何をやったか、また、社会人受験者については社会人としてどういう活動の実績があるのか、ということ全てを考慮し、総合評価を行います。

なお、今年度の入学選抜試験の倍率は法学未修者枠が約16倍、既修者枠が約6倍となっており、合格者全体に占める京都大学出身者の割合は52.8%という結果になりました。

Q. 学費は？

入学金が28万2千円、年間授業料が80万4千円で、授業料は学部の1.5倍程度となっています。その代わりとってはなんですが、支給額の高い奨学金制度ができます。

Q. どこにできるんですか？

吉田キャンパス本部構内の工学部4号館です。工学研究科が桂キャンパスへ移転した後の校舎を利用します。法経本館なども使用します。



▲工学部4号館

Q. 他大学と比較した京大の法科大学院のアピールを。

京都大学には京都大学の伝統がありますし、非常に優れた法律家を育ててきたという実績もあります。特徴を一言で言うと、京都大学は理論的訓練を重視する。すぐに役に立つ人材の育成とか、特定の分野について強い法律家を養成するとかいうことは考えない。法律家の仕事はどんどん幅広くなります。どのような分野でも活躍できる高い基礎的能力をもった人材を育成したい。もちろん京都大学の法科大学院は全ての面で優れていると思っている。学生諸君も優れているし、教職員も優れています。

Q. 法学部生へのメッセージをお願いします。

法学部というのは本来ジェネラリストの養成を目指しています。法律家養成に特化しているわけではなく、いろんな道に進めるような高い基礎的能力を養成することが目的なのです。法律の勉強だけに力を注がずに、学部の時はできるだけ幅広く法律分野以外の学問も勉強して下さい。

Q. 他学部生へのメッセージをお願いします。

他学部の人は法律学以外の知識を持っているというのがメリットなので、それぞれの分野でそれぞれの勉強をして、しっかりとした基礎的知識を身につけて下さい。他学部の方が来ることで法科大学院も活性化しますしね。

～ありがとうございました。



※詳しくは法学研究科・法学部のHPをご覧ください。
<http://kyodai.jp/>

はみだし
すてーじ

ある喫茶店に友人と二人で入り、アイ스티ーとホットコーヒーを注文したところ、出されたのはアイスコーヒーとホットティーでした。
当たらずとも遠からずってところでしょうか。
(農・院 あつあげくん)